

図書館の臨時休館について

立川市図書館資料の特別整理（蔵書点検）のため、立川市図書館条例第 6 条の規定に基づき、次のとおり臨時休館といたしたい。

記

1 臨時休館期間

- (1) 中央図書館 平成 30 年 11 月 13 日（火）～ 平成 30 年 11 月 16 日（金）
4 日間（定例の休館日を除くと実質 3 日間）
- (2) 地区図書館 8 館
 - ①幸・西砂・高松・錦 平成 30 年 11 月 27 日（火）～ 平成 30 年 11 月 29 日（木）
3 日間
 - ②柴崎・上砂・多摩川・若葉 平成 30 年 12 月 11 日（火）～ 平成 30 年 12 月 13 日（木）
3 日間

2 休館対象館

全図書館

3 特別整理（蔵書点検）作業

- (1) 書架にあるすべての資料のデータ入力作業
（棚単位で一括して資料の I C タグを読み取り）
- (2) 蔵書点検入力データと、コンピュータ上の所蔵データ突合作業
- (3) 突合されなかった資料（不明資料、書架誤り資料）の再調査・修正
- (4) 書棚の整理・整頓・開館準備

4 周知

- (1) 「広報たちかわ」10 月 25 日号（中央）・11 月 10 日号（全館）・11 月 25 日号（地区館）
に掲載
- (2) 図書館ホームページ、図書館ツイッター及び館内への掲示
- (3) 図書館カレンダーへの記載
- (4) 校長会・副校長会事務連絡への記載